

公益社団法人日本水道協会関西地方支部永年勤続表彰規程

(目的)

第 1 条 この規程は、本地方支部内の水道事業に関し、永年勤続した者について表彰することを目的とする。

(表彰の区分及び要件)

第 2 条 満 25 年以上本地方支部内の水道事業に従事し、成績優良な者で過去において本表彰を受けたことがない者とする。

2 前項の被表彰者は本地方支部所属会員の正会員に限るものとする。

(選考手続き)

第 3 条 地方支部長は、正会員の推薦に基づき、幹事会において審査のうえ、被表彰者を決定する。

(表彰の形式)

第 4 条 表彰は、毎年本地方支部総会において、表彰状を授与して、これを行う。

(年数の計算)

第 5 条 計算基準月日は、毎年 3 月 31 日現在とする。

附 則

この規程は、公益社団法人日本水道協会の設立の登記の日から施行する。